令和8年度　第1回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰支援事業（財政調整課　水道基本料金無料化分）	①水道事業会計に操出し、物価高騰等の影響を受ける市民及び市内事業者に対し、水道基本料金の2ヶ月無償化を行い消費の下支えを図るもの。（公共施設分除く） ②③　水道基本料金2ヶ月分　270,000千円＝270,000千円 システム改修費用等事務費　220千円 計　270,220千円 ④市民及び市内事業者	R8.7	R8.11
2	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰支援事業（福祉政策課　福祉有償運送事業者支援分）	①高齢者等の移動手段の問題の解決に尽力している福祉有償運送事業者に対し、ガソリン価格の上昇を即時運送料金に転嫁できない分の負担を補填するもの。 ②③1台当たり20千円×70台＝1,400千円 ④福祉有償運送事業者	R8.7	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食公会計化事業（中学校分負担軽減分）	①物価高騰等に直面する生徒の保護者等の負担軽減を図るため、学校給食費の質・量及び回数を維持するにあたり必要な給食費の値上げ分を補填するもの。（教職員分除く） ②③中学生：年7,370円分増加（値上げ後75,020円/年－値上げ前67,650円/年） 5,509人×7,370円≒40,601千円 ④生徒の保護者	R8.4	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食公会計化事業（中学校生徒第3子無償化分）	①物価高騰の中、保護者の経済的負担軽減を図るため、県の事業を活用し、第3子以降の生徒の学校給食費を無償化するもの。（教職員除く） ②③中学生：407人×6,150円×11月＝27,534千円 （その他計上している13,767千円は県補助金） ④生徒の保護者等	R8.4	R9.3
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	ごみ収集事業	①物価高騰の中、乳幼児・介護等で日常的に紙おむつを使用する世帯に対し、流山市指定ごみ袋を支給し、負担を軽減するもの。 ②③ごみ袋：24,000個×57.5円×1.1（消費税10%）＝1,518千円 後納郵便料：50件×614円＝31千円 委託料：2,800世帯×540円×1.1（消費税10%）＝1,664千円 1,518千円＋31千円＋1,664千円＝3,213千円 ④紙おむつ使用世帯	R8.4	R9.3